

『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則』の一部改正について（案）

平成 30 年 2 月 21 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では平成 27 年 11 月 2 日より、社債の取引情報の発表制度（以下「発表制度」という。）を開始しており、発表制度については、社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととしている。

今般、社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループにおいて検討を行った結果、投資者の利便性向上の観点、及び証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議報告書¹を踏まえ、報告事項及び発表事項に「売買の別」を追加することについて合意を得たことから、見直しを行うこととする。

II. 改正の骨子

○ 報告事項及び発表事項における「売買の別」の追加

社債の取引の報告事項及び社債の取引情報の発表事項に「売買の別」を加える。

（『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 6 条第 1 項第 3 号へ、第 7 条第 1 項第 3 号へ）

III. 施行の時期

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同日付けの約定分に係る報告及び発表から適用する。

¹ 2017 年 8 月 14 日証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議報告書「社債流通市場における監督上の報告と公的透明性」（Regulatory Reporting and Public Transparency in the Secondary Corporate Bond Markets）の提言 4 及び 6 において、規制当局への報告項目、透明性要件として、「社債の銘柄、価格、取引数量、売買の別、約定タイミングが含まれるべきである。」旨の記載がされた。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 30 年 2 月 21 日（水）から平成 30 年 3 月 22 日（木）17：00 まで（必着）

② 提出方法：郵便又は本協会 Web サイト経由により下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会 公社債・金融商品部 宛

本協会 Web サイト経由の場合：

<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=14>

(2) 意見の記入要領

次の事項を御記入の上、御意見を御提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

【参考】その他所要の整備（ガイドライン改正関係）

上記の規則改正に伴い、関連するガイドラインについて、以下のとおり所要の整備を行うこととします。

1. 報告事項及び発表事項における「売買の別」の追加

社債の取引の報告事項及び社債の取引情報の発表事項に「売買の別」を加える。

（「社債の取引に関する報告要領」（ガイドライン）5. 報告事項へ、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）3. 発表事項⑧）

2. 発表停止基準への該当に係る判定の精緻化について

クレジットイベント等が発生していないにも関わらず、発表停止基準に抵触する銘柄が発生する事象を回避するため、発表停止基準への該当に係る判定をより精緻に行うこととし、発表停止基準への該当性を判定する際の売買参考統計値について、複利利回りを算出する際に用いる単価は、小数点第3位までの数値（小数点第4位以下を切り捨てた数値）とする。

（「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）8. 発表停止の取扱い（2）発表停止基準（注1））

3. 社債の取引情報の発表形式について

社債の取引情報の発表形式について、現状の発表形式及び今般の規則改正を踏まえた改正を行う。

（「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）【別紙1】）

○ 本件に関するお問合せ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部 （TEL 03-3667-8456）

以 上

**『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」
の一部改正について（案）**

平成 30 年 2 月 21 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（社債の取引の報告） 第 6 条 規則第11条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告は、次の各号に定めるところによる。 1・2 （ 現行どおり ） 3 報告事項 報告事項は、次に掲げるものとする。 イ～ホ （ 現行どおり ） <u>ヘ</u> 売買の別 <u>ト</u> その他本協会が別に定める事項 4 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （社債の取引情報の発表） 第 7 条 規則第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。 1・2 （ 現行どおり ） 3 発表事項 発表事項は、次に掲げるものとする。 イ～ト （ 現行どおり ） <u>チ</u> 売買の別 <u>リ</u> その他本協会が別に定める事項 4 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成30年10月 1 日から施行し、同日付けの約定分に係る報告及び発表から適用する。	（社債の取引の報告） 第 6 条 （ 同 左 ） 1・2 （ 省 略 ） 3 （ 同 左 ） イ～ホ （ 省 略 ） （ 新 設 ） <u>ヘ</u> （ 同 左 ） 4 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） （社債の取引情報の発表） 第 7 条 （ 同 左 ） 1・2 （ 省 略 ） 3 （ 同 左 ） イ～ト （ 省 略 ） （ 新 設 ） <u>チ</u> （ 同 左 ） 4 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ）